

福祉用具貸出事業のご案内

短期利用: 7日以内は無料(ただし、付記にある実費は利用者負担)

長期利用: 以下のとおり有料(ただし、生活保護受給者は無料)

福祉用具名	使用料(貸出日より1か月単位)	付記
車いす	1,000円	—
ポータブルトイレ	1,000円	洗浄・消毒代 1,200円 バケツ代(買い取り)2,300円

※車いす(7日以内の短期利用に限る)は、各地区の地域福祉支援室とシニア・ユースひろば(三田市多世代交流館内)でも貸出を行っています。

※ 福祉用具利用に伴う注意事項 ※

1. ポータブルトイレについては、保健衛生上、お申込時に消毒代として、実費のご負担をお願いいたします。なお、付属のバケツは利用者の方の買い取りとなります。また、福祉用具の搬入・搬出は使用者で行ってください。
2. 貸出期間は基本1か月とし、最長3か月間までとします。1か月を超えて利用される場合は必ず返却期日前までに、継続してご利用される旨のご連絡をお願いします。
3. 継続して利用を希望される場合は一度返却のうえ新たに申請をお願いします。その際に安全にご利用いただくためのメンテナンスのため用具の変更をしますのでご了承ください。
4. ご利用期間中に紛失・故障等がありましたら、早急に窓口までご連絡ください。故意または過失によるものは弁償していただく場合がありますのでご了承ください。
5. 貸出中の事故については、使用者の責任において処理してください。
6. 返却が当初の予定日を過ぎる場合は下記までご連絡ください。なお、短期利用の方で延長により貸出期間が7日を超える場合は、上記の使用料をいただきます。
7. 短期利用で返却した場合、同日中に連続して無料で借りることはできません。
8. 台数には限りがあるため、貸出中の場合はご了承ください。また、予約は行っていません。

連絡先 三田市社会福祉協議会 三田市川除675(総合福祉保健センター内)

◆月～金:(9時～17時):社会福祉協議会総務課 TEL:079-559-5940

◆土日祝:(9時～17時):総合福祉保健センター受付 TEL:079-559-5700

(ただし、12月29日～1月3日は休館)

この事業は、市民のみなさまの善意により成り立っています。
用具の多くは三田市善意銀行を通じて寄贈いただいたものです。
みなさまの思いに触れていただき、
大切にご利用いただきますようお願いいたします。
利用料金の一部は用具のメンテナンスに活用させていただきます。



【貸出し期間】

令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()